

## 日本共産党の要望【重点】と県の対応方針（とりまとめ）

【担当：地域政策局（中山間地域振興課）】

### 【項目番号】地 1

- ・ 中山間地域の市町に県職員を常駐させ、地域づくり・集落対策を強化する地域担当職員制度を作ること。
- ・ 高知県や島根県などの先進事例に学び、過疎・高齢化で地域づくりが困難な市町に県職員を常駐（派遣や人事交流ではない）させ、住民や市町職員と一体となって中山間地域対策を進めること。
- ・ 仮称「広島県ふるさと応援隊」を組織すること。国の「地域おこし隊」だけでなく、高知県の例に学び、「人がいなければ外部から人を派遣する制度」をつくること。

### 【現 状】

- ・ 中山間地域の市町に県職員を常駐させる地域担当職員制度はないものの、ひろしま里山・チーム500による人的な地域づくり活動の支援を行っている。

### 【対応方針】

- ・ 県では、中山間地域の振興については、すべての活力の原動力である「人づくり」に重点を置いて、中山間地域の価値に共鳴する県内外の人材を増やし、活かすための取組を進めている。
- ・ そのため施策の推進に当たっては、地域の現実に即した取組が必要であるという観点から、職員が現場に出向き、市町や地域の方々との積極的な対話に努めてきたところである。
- ・ その上で、中山間地域の若手リーダーを育成する「ひろしま《ひと・夢》未来塾」の塾生や卒塾生、地域貢献に高い意欲を示す若者を首都圏から呼び込む「ひろしま里山ウェーブ拡大プロジェクト」の受講生、地域おこし協力隊など、地域づくりを内外からリードする人材が加入している「ひろしま里山・チーム500」により、地域づくり活動の支援を行っており、チーム500を通じ、人と人の輪を広げ、地域を支える人材による実践活動が一層活発化するよう、実効性のある取組を展開することとしている。
- ・ 今年度から、意欲ある人材の地域づくり活動の支援に向けて、市町を含む行政や経済団体、金融機関、大学等が一体となった「さとやま未来円卓会議」を立ち上げたところである。
- ・ 引き続き、地域に身近な市町との適切な役割分担と連携を図るとともに、地域政策局をはじめとした関係局が一丸となって、「中山間地域振興計画」に掲げる施策を総合的に推進していきたい。

## 日本共産党の要望【重点】と県の対応方針（とりまとめ）

【担当：地域政策局（地域力創造課）】

### 【項目番号】地2

- ・ 地域公共交通を維持するため市町への支援を強める。車が無くても、通院・買い物ができる、年をとっても一人でも生きて暮らせるようにすること。

### 【現 状】

- ・ 本格的な人口減少が進展する中、地域公共交通の利用者は減少傾向にあり、民間バスの路線廃止・縮小が進んでいる。
- ・ これにより、市町運行バスの増加や事業者収益の悪化に伴う赤字補填など、市町の財政負担が増加している。

### 【対応方針】

- ・ 各市町においては、人口減少や高齢化が進む地域実情に応じて、きめ細かく対応できるデマンド交通の導入や高齢者優待券の配布等を実施している。
- ・ 県としても、コミュニティバスやデマンド交通などを対象とした、本県独自の市町等運行路線への補助事業について、過疎地域への補助率の優遇や、デマンド交通の補助単価引き上げなど支援を充実させている。
- ・ 引き続き、地域の利用実態や住民の皆様のニーズを踏まえ、持続可能な交通体系が安定的に維持・確保できるよう、地域公共交通会議など様々な機会を通じて、市町と意見交換をさせていただき、必要な支援の検討を進めていきたい。

## 日本共産党の要望【重点】と県の対応方針（とりまとめ）

【担当：地域政策局（国際課）】

### 【項目番号】地3

- ・ 米軍機低空飛行訓練を直ちに中止させるとともに、国に対し防音対策等の補助金を求めず、県の責任で対策をとること。

### 【現 状】

- ・ 本県の北部，西部地域を中心に米軍機による低空飛行訓練に関する目撃情報が多く，県民の日常生活に影響が生じている。

（目撃件数の推移）

|       | H23   | H24   | H25   | H26   | H27   | H28   | H29   |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 目撃実日数 | 233   | 236   | 205   | 195   | 200   | 212   | 211   |
| 目撃件数  | 2,049 | 1,727 | 1,531 | 1,111 | 1,226 | 1,227 | 1,881 |

（騒音測定回数の比較:全6か所の対前年比 2.0倍）

|          | H28.12~29.8 | H29.12~30.8 | 増加回数（倍）     | 最大伸び幅（倍）         |
|----------|-------------|-------------|-------------|------------------|
| 大竹市阿多田島  | 1,129       | 2,751       | 1,622 (2.4) | 5月 128→563 (4.4) |
| 廿日市市八坂公園 | 277         | 500         | 223 (1.8)   | 5月 24→77 (3.2)   |
| 北広島町西八幡原 | 355         | 498         | 143 (1.4)   | 2月 9→55 (6.1)    |

### 【対応方針】

- 本県は，これまで県民の安全で安心な暮らしを守る観点から，県民の不安解消に向け，県民が生活している地域での低空飛行訓練の中止を，関係市町とも連携を図りながら，国等に対し求めているところである。また，併せて，騒音被害の実態把握及び自治体への財源措置を含む必要な措置等を求めている。
- これらの要請に対し，国は次の取組を実施している。
  - ・ 外務省・防衛省職員による北広島町現地視察及び関係市町等との意見交換会を初開催（平成29年9月）
  - ・ 北広島町及び安芸太田町に騒音測定器を追加設置（2器）（平成30年3月）
- 引き続き，国等に対して，低空飛行訓練の中止はもとより，現に生じている騒音被害の解消に向けて，学校等の防音対策及びこれに係る財源措置を求めるとともに，騒音被害の実態把握のための航空機観測カメラの設置など，調査体制の充実について求めていく。

## 日本共産党の要望【重点】と県の対応方針（とりまとめ）

【担当：環境県民局・農林水産局（自然環境課・農業技術課）】

### 【項目番号】環・農1

- ・ 鳥獣被害対策として個体数の減少のための計画を立てること。地域でイノシシやシカが急増し、農作物や農地、河川の堤防等に被害が増えている。そのため、鳥獣から集落を守るだけでなく、積極的に個体数を減らすため計画を立てることが必要と考える。
- ・ また、猟友会も高齢化し捕獲した鳥獣の処理が大きな負担となっている。そのため京都などで行っている鳥獣の焼却処分施設を建設すること。

### 【現 状】

#### ○生息状況

- ・ ニホンジカ：推定生息数は増加しており、分布域は県中央部から拡大傾向
- ・ イノシシ：平成15年度以降、県内全域（一部の島しょ部除く）に分布

#### ○捕獲頭数

- ・ ニホンジカ：増加傾向（約1万頭/年）
- ・ イノシシ：増加傾向（約2万6千頭/年）

#### ○鳥獣捕獲の担い手

狩猟免許所持者（鳥獣捕獲の担い手）は近年増加しているものの、60歳以上の高齢者が占める割合は約70%。近い将来捕獲の担い手が減少する可能性があるとともに、高い捕獲技術を有するベテランハンターも減少することが考えられる。

#### ・ 捕獲鳥獣の処理

既存のごみ処理施設で焼却処分が可能な市町もあるほか、既存施設で対応できなかった大崎上島町では、平成29年度に国の補助事業を活用して減容処理施設（微生物による分解）を整備した。

### 【対応方針】

- ・ 鳥獣被害対策については、「環境改善」、「侵入防止」、「捕獲」による総合的な鳥獣被害防止対策を推進し、重点的に人材育成や被害防止施設等の取組を行っているところ。引き続き、地域に応じた対策が計画的に取り組まれるよう市町等関係機関と連携を図っていく。
- ・ 人材育成については、近い将来捕獲の担い手の不足が見込まれることから、鳥獣捕獲の担い手（狩猟者）の確保や高い捕獲技術を有するハンターの育成が必要であると認識している。
- ・ そのために、捕獲の担い手の確保として狩猟免許取得予定者に対して事前講習会への参加経費の一部助成、また狩猟免許試験の回数や休日開催を増やす取組を行うとともに、高い捕獲技術を有するベテランハンターのマンツーマン指導によるフィールドでの銃やわなの実習を行い、捕獲の担い手の育成を図る。
- ・ 今後も鳥獣捕獲の担い手を将来にわたり安定的に確保育成していくために引き続き取り組みを実施していく。
- ・ 捕獲した鳥獣の処理については、処理施設の導入を計画される市町に対し、国の補助事業の活用や焼却・減容化等の処分方式及び施設規模の決定などを支援していきたい。

## 日本共産党の要望【重点】と県の対応方針（とりまとめ）

【担当：健康福祉局（こども家庭課）】

### 【項目番号】 健1

- ・ 子どもの医療費助成制度の年齢拡大 入院・通院ともに中学校卒業まで無料にすること。

### 【現 状】

- ・ 対象年齢：未就学児
- ・ 一部負担あり
- ・ 現物給付

### 【対応方針】

- ・ 乳幼児医療費助成については、少子化が進行する中で、乳幼児の健康保持と子育て家庭の経済的負担を軽減するという観点から重要な施策の一つと認識している。
- ・ 対象年齢の引き上げについては、安定的かつ持続可能な制度であることを前提としたうえで、福祉施策全体のバランスの中で受益と負担の公平性の観点や、今後の社会保障関係費全体の動向並びに本県が取り組んでいる様々な子育て支援施策全体の中で、総合的に検討する必要がある。
- ・ この制度は、本来、県内のみならず、全ての子供を対象とした全国一律のサービスとして提供すべきものと考えており、引き続き、積極的に国に働きかける。

【担当：健康福祉局（国民健康保険課・医療介護保険課）】

### 【項目番号】 健2

- ・ 国民健康保険、後期医療保険などの保険料の負担を軽減すること。
- ・ 今年から国保が県単位化になり、また、後期医療はすでに県広域連合で保険料率を決めている。そのため保険料の重い負担に対する被保険者の声が届きづらい。
- ・ 国保の「統一保険料」をやめるとともに、県は一般財源の繰り入れを増やして負担軽減するよう求める。また、市町負担の独自措置を認めること。
- ・ 介護保険料・利用料の負担を軽減するため、県は一般財源の繰り入れをすること。

### 【現 状】

#### ≪国民健康保険≫

- ・ この度の国保制度改革は、平成30年度から都道府県が財政運営の主体となるなど「運営の在り方の見直し」と、国の財政支援の拡充による「財政基盤の強化」により、将来にわたって持続可能な制度となるような仕組みを構築することを目指したものである。
- ・ また、新たな制度における国民健康保険料(税)については、県内全市町の合意の下、収納率の格差のみを反映した準統一保険料率を目指すこととしている。

#### ≪後期高齢者医療制度≫

- ・ 後期医療の保険料は、各都道府県の医療費の状況に応じ、被保険者の負担能力に応じて

## 日本共産党の要望【重点】と県の対応方針（とりまとめ）

公平に徴収できるよう、県広域連合が県内共通の基準により定めているが、近年の高齢化の進展に伴う医療費の増加に伴い、保険料は上昇傾向にある。

- ・市町と県広域連合及び県の情報交換の機会が少ないため、被保険者の声が県に届きにくくなっている。

### ＜＜介護保険＞＞

- ・介護保険料は、各市町を保険者とし、各保険者が介護保険事業計画において、向こう3年間の第1号被保険者数、要支援・要介護認定者数のほか、介護サービスの利用見込量等の推計を基に保険料を決定する仕組みとなっている。
- ・なお、保険者の責によらない第1号被保険者の所得水準や後期高齢者割合による財政力の差を解消するため、国の「調整交付金」による財政調整が図られている。
- ・また、利用者負担については、「高額介護サービス費」の制度により、所得額に応じた利用者負担額の上限額の設定がされており、利用者の負担軽減が行われている。

### 【対応方針】

#### ＜＜国民健康保険＞＞

- ・国保財政を安定的かつ健全に運営を行うためには、「法に基づく公費等」と「適正な保険料負担」により、必要な財源を賄う仕組みが必要である。
- ・このうち、「適正な保険料負担」とするには、医療保険制度の観点から、県を単位とし、被保険者の負担能力に応じて保険料を負担する「統一保険料率」が、最も公平な負担であると考えており、県内全市町合意の下、6年間の激変緩和措置期間を設け、保険料率の統一を進めているところである。
- ・また、公費等による負担については、県は保険給付費等の9%の公費負担が義務付けられており、これに加えて法定外一般会計繰入を実施することは、国保に加入していない県民（住民）に対し、負担を求めることになることから、県及び市町が独自で行う財政措置は不適切であると考えている。
- ・なお、市町が条例に基づき行う減免措置については、禁止するものではない。

#### ＜＜後期高齢者医療制度＞＞

- ・本県の後期医療の1人あたり医療費は全国7位と高位にあることから、今後、高齢者を含む医療費の過度の増加と、これに伴う保険料の更なる上昇を抑制するため、医療費適正化に向けた取組を推進していく。
- ・被保険者の声が市町、県広域連合を通じて県にも届きやすくなるよう、市町、県広域連合との情報交換の機会を増やすなど、連携の強化を図っていく。

#### ＜＜介護保険＞＞

- ・介護保険制度は、介護給付に係る介護保険料の負担割合や利用者負担割合等について、国が定める全国一律の基準により運営されているものであり、県が独自に一般財源で措置を行うことは不適切であると考えている。
- ・このため、介護保険制度の見直しに当たっては、将来にわたり安定したものとなるよう、介護報酬・保険料と国・地方の負担のあり方等については、都道府県及び保険者など地方と十分な協議を行うとともに、地方にさらなる財政負担を生じさせないよう、全国主要都道府県民生主管部局長連絡協議会を通じて要望を行っているところである。

## 日本共産党の要望【重点】と県の対応方針（とりまとめ）

【担当：健康福祉局（医療介護人材課・安心保育推進課）】

### 【項目番号】 健3

- ・ 中山間地域における医師や看護師、保育士不足は深刻であることから、県の独自対策を強めること。

### 【現 状】

#### ≪医師≫

- ・ 県全体の医師数は増加傾向にあるが、中山間地域における人口10万人対の医療施設従事医師数は、県平均254.6人（28年12月末現在）に対し、190.5人で依然として格差があり、地域間で偏在の状況が続いている。
- ・ こうした地域偏在の解消を図るため、県では、自治医科大学での医師の育成を図っており、今年度は、中山間地域（6市4町）の公的医療機関に19名の医師を配置している。
- ・ また、大学医学部に地域枠（広島大学ふるさと枠：21年度～、岡山大学地域枠：22年度～）を設け、今年度は、初期臨床研修を終えた20名の卒業医師が県内で勤務し、このうち10名が中山間地域の公的医療機関で勤務している。

#### ≪看護師≫

- ・ 人口10万人対の就業看護職員数（28年12月末現在）を二次医療圏域別でみると、県平均1,511.5人に対し、備北が1,899.4人で最も高く、広島中央が1,372.2人で最も低くなっている。
- ・ 養成に関しては、県北唯一の看護職員養成施設である県立三次看護専門学校において看護師を養成しており、例年、多くの卒業生が中山間地域等に就業している。

#### ≪保育士≫

- ・ 平成24年7月から実施している広島県保育士人材バンクにおいて、県内の保育施設について、都市部や過疎地域、公立や私立問わず幅広く求人・求職のマッチングを行っているところであるが、求人・求職とも都市部の私立保育施設が中心となっている現状である。

### 【対応方針】

#### ≪医師≫

- ・ 自治医科大学及び大学医学部地域枠等の医師については、中山間地域の市町や公的医療機関からの要望を踏まえ、県、市町、広島大学、県医師会などの関係機関で構成する協議の場において配置調整を行っており、できるだけ市町の要望に沿った配置に努める。
- ・ また、県地域医療支援センターとも連携を図りながら、「ふるさとドクターネット広島」HPを活用した県内外医師の招致や就業あっせんなどにより、中山間地域の医師の確保と地域偏在の解消に努める。

#### ≪看護師≫

- ・ 中山間地域における看護師の確保については、県立三次看護専門学校の果たす役割が非常に大きく、今後とも、過疎指定地域を対象とした推薦枠を維持し、中山間地域の看護師の確保に貢献していきたい。

#### ≪保育士≫

- ・ アンケート等による潜在保育士の発掘に合わせて、県内各地に点在している潜在保育士を効率的に把握できる仕組みを検討し、過疎地域にも情報提供が行えるよう取り組んでいきたい。

## 日本共産党の要望【重点】と県の対応方針（とりまとめ）

【担当：農林水産局（農業基盤課）】

### 【項目番号】農1

- ・ ほ場整備が済み30年以上が経過し、排水不良の問題が顕在化している。水稻を生産するためには乾田化（暗排水等）が必要であるが、県事業は汎用性の高い野菜作り限定で水稻に対するものがなく、ほ場の排水不良が解消できない。
- ・ 水稻田の排水対策事業の条件を緩和すること。

### 【現 状】

- ・ 国や県の生産基盤整備を行う制度については、排水改良により水田での作業性の向上を目的とするもの、園芸作物導入のための畑地化を目指すもの、農地の集積を目指すものなど、様々な制度がある。

### 【対応方針】

- ・ 将来にわたって地域の農地が意欲のある農業経営者に継承され、有効に活用され続けるためには、排水対策等の整備を行い、作業性や生産性の改善を図ることが必要である。
- ・ 暗きょ排水等の条件整備については、水稻作を含めて様々な国や県の事業制度があることから、地域の実情に応じて柔軟に運用していきたい。

【担当：農林水産局（農業基盤課）】

### 【項目番号】農2

- ・ 「広島県ため池保全条例」をつくり、推進計画・方針をたてること。
- ・ ため池を管理者任せにせず、県と市町が協力して保全するようにすること。

### 【現 状】

—

### 【対応方針】

- ・ 他県では、条例において、一定規模以上のため池について管理者からの届け出を義務付け、適正に管理していただく仕組みを定めている事例もある。
- ・ 本県としても、管理者と意思疎通を図りながら管理していただくことは重要であると考えており、今年度末までに策定する「ため池の整備・廃止・管理に関する方針（仮称）」において、方向性を整理していきたいと考えている。
- ・ なお、条例の制定については、様々な事例を調査しながら研究していきたい。



## 日本共産党の要望【重点】と県の対応方針（とりまとめ）

【担当：土木建築局（道路整備課）】

### 【項目番号】 土 1

- ・ ガードレールの外側に草が残っていることから、県道の除草作業をきちんとやってほしい。

### 【現 状】

- ・ 県管理道路の除草については、切土側 1.0m、盛土側 0.5mの基準で実施しており、曲線区間における視距の確保や、交差点など交通安全の確保を図る区間においては、現地状況を勘案して決定することとしている。

### 【対応方針】

- ・ 引き続き、地域や路線の実情に応じた除草作業を実施していく。

【担当：警察本部（交通規制課）】

### 【項目番号】 警 1

- ・ センターライン、歩道などの白線が消えている箇所を改善すること。
- ・ 信号機を増設すること。

### 【現 状】

- ・ 県警察が所管する道路標示は、横断歩道や一時停止線、黄色の中央線（追越しのための右側部分はみ出し通行禁止）などで、白色センターラインは道路管理者が所管している。横断歩道等の改善については、道路標示に係る予算を前年度対比 6 千 5 百万円増加させて、摩耗した横断歩道等を重点的に改善している。
- ・ 従来から交通の安全と円滑を確保するため、信号機等の交通安全施設の整備を進めてきたところ、信号機については平成 29 年度に新設した 10 基を含め、10 年間（平成 20～29 年度）で 191 基を新設しており、平成 30 年度には 8 基の整備を予定している。

### 【対応方針】

- ・ 道路標示の改善については、通学路や幹線道路に設置された箇所を優先的に行い、より効果的・効率的な道路標示の整備に努める。
- ・ 信号機については、既存施設の維持・管理にも配慮しつつ、地域の皆様の設置要望等を勘案の上、必要性・緊急性を考慮し、計画的に整備を進める。

## 日本共産党の要望【重点】と県の対応方針（とりまとめ）

【担当：教育委員会（施設課）】

### 【項目番号】 教 1

- ・ 県立千代田高校、芸北分校の普通教室に、エアコンを設置すること。
- ・ 未設置の他の高校も調査し、エアコンを設置すること。
- ・ エアコン電気料金はP T A負担ではなく、県が責任をもって負担すること。

### 【現 状】

県立高等学校の普通教室については、これまで、校舎の老朽化対策等の安全面での対策を優先する必要があることなどから、県費での整備は行っていない。

なお、P T A等から設置の申請があった場合には、行政財産の使用許可を行っている。

・ 千代田高等学校、加計高等学校芸北分校をはじめ県内 13 校で普通教室にエアコンが設置されていない。

・ 平成 30 年 9 月 1 日現在の県立高等学校の普通教室におけるエアコンの設置状況は、保有教室 1,854 室中 1,503 室に設置しており、設置率は 81.1%である。

### ■ 県立学校における空調設備の整備について（H25.7.26 整理）

#### 【県費による整備】

- 来校者への対応 …… 校長室、事務室、進路指導室
- 執務環境改善 …… 職員室又は会議室のいずれか 1 室
- 生徒の健康・衛生 …… 保健室、図書室、情報処理教室（20 台以上）
- 特別支援学校 …… 児童生徒が利用する全教室、食堂、寄宿舍舎室
- その他個別対応 …… 音楽室、視聴覚教室、会議室、調理室、被服室（騒音・高温対策等）

#### 【P T A使用許可】

- 学習環境改善 …… 普通教室、選択教室、特別教室、寄宿舍舎室（生徒が授業等で使用）

### 【対応方針】

- ・ 県立学校施設の整備については、現段階では、老朽化対策などを優先的に取り組む必要があると考えている。
- ・ こうした中で、県立高等学校の空調設備については、職員室、保健室、図書室や、音楽室、調理室、被服室などのうち、騒音対策や衛生面から、窓の開放が困難な教室などへの整備を進めてきたところである。
- ・ 今後、教育環境の改善や防災機能強化の観点から、どのように普通教室などへの空調設備の整備を進めていくことが可能なのか、慎重に検討を進めていきたいと考えている。

## 日本共産党の要望【重点】と県の対応方針（とりまとめ）

【担当：教育委員会（教職員課・学校経営支援課）】

### 【項目番号】教2

- ・ 小中学校の新規採用者を増やすこと。
- ・ また、教員の多忙を解消すること。

### 【現 状】

《小中学校の新規採用者を増やすこと》

○教員採用試験における名簿登載者数（合格者数）の推移

#### 【小学校】

| 区分     | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 |
|--------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 名簿登載者数 | 383 | 409 | 491 | 451 | 496 |
| 倍率     | 2.6 | 2.3 | 2.1 | 2.0 | 1.7 |

#### 【中学校】

| 区分     | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 |
|--------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 名簿登載者数 | 238 | 241 | 213 | 163 | 210 |
| 倍率     | 4.6 | 4.2 | 4.6 | 5.5 | 4.3 |

《教員の多忙化を解消すること》

業務改善モデル校を対象に平成 30 年 1 月に実施したアンケート結果によると、小中高特別支援学校全体の教員の 1 週間当たりの時間外・持ち帰りの状況は、19.1 時間となっている。（内訳・小 18.5 時間，中 22.4 時間，高 18.6 時間，特支 12.1 時間）

### 【対応方針】

《小中学校の新規採用者を増やすこと》

- ・ 先般（9月28日）、教員採用試験の最終合格者、すなわち来年度の新規採用者を発表したところである。
- ・ この最終合格者の数は、年度末の辞退職者の人数や、次年度の定数の見込みから算定した教員の必要数に、他の都道府県と掛け持ちで受検するなど、採用を辞退する人の見込み数を加えて算定している。
- ・ 今年実施した採用試験の最終合格者の数を、5年前と比較すると、中学校の教員は、238名から210名と、ほぼ同人数を確保しており、小学校の教員は、383名から496名に、大幅に増やしてきたところである。
- ・ 一方で、教員の採用に際しては、必要な人数を確保することはもとより、質についても、広島県が求める教職員としての必要な水準を確保することが重要である。
- ・ このため、教職を志す大学生を対象に、広島県「教師養成塾」を実施するなど、養成段階から、教員の資質向上にも取り組んでいるところある。
- ・ 引き続き、本県教育の魅力を積極的に情報発信するとともに、県内外の教員養成課程を持つ大学との連携を強化し、より多くの優秀な人材確保に努めていく。

《教員の多忙化を解消すること》

- ・ 県教育委員会では、平成 23 年に事務局内に横断的な組織として、「業務改善プロジェク

## 日本共産党の要望【重点】と県の対応方針（とりまとめ）

ト・チーム」を設置し、これまで、学校に対する調査・照会の精選や事業見直し、業務改善の好事例を各学校に発信するためのツールとして、「業務改善事例集」やリーフレットの発行を行っている。

- ・ また、平成 26 年には、より効果のある業務改善を実施するため、民間のコンサルティング会社（マッキンゼー）を活用し、業務改善の調査研究を行っており、平成 27 年度以降はこの報告書に沿って、教員の業務の総量を削減するため、教員が行う事務的業務をサポートする「教務事務支援員の配置」や成績処理などの教務事務を効率的に行う「校務支援システムの導入」、「夏季一斉閉庁」や「部活動休養日の設定」などを実施するとともに、学校での業務改善を推進するため、「管理職のマネジメントスキル向上研修」を実施してきたところである。
- ・ こうした取組により、平成 27 年度に評価指標として掲げた、「教員が子どもと向き合う時間が確保されていると感じる割合」は、取組当初（H27）の 52.8%から（H29）69.2%（+16.4）に上昇しており、着実に取組の成果が現れているものと考えている。
- ・ 現在、教員の長時間勤務の解消も含めた、「学校における働き方改革」が喫緊の課題となっているが、教育委員会としても、教員の長時間勤務を縮減し、一人一人が健康で生き生きとやりがいをもって勤務できる環境づくりを推進するため、本年 7 月に「学校における働き方改革取組方針」を策定したところである。また、市町教育委員会に対しましても、市町単位での策定について、市町教育委員会教育長会議等の機会を捉えお願いしているところである。
- ・ 今後も、教員の働き方改革推進に向けて、市町教育委員会と連携して取り組んでいきたいと考えている。

【担当：教育委員会（学校経営支援課）】

### 【項目番号】 教 3

- ・ 35 人学級など少人数学級を拡大すること。

### 【現 状】

- ・ 公立小中学校の学級編制及び教職員定数の標準については、義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（いわゆる「義務標準法」）に定められており、基本的にはこれに準拠しているところである。
- ・ 少人数授業による個に応じたきめ細やかな指導を行うため、国の基準により、小学校 1・2 年生において少人数（35 人）学級を実施しているところである。

### 【対応方針】

- ・ 少人数学級編制を拡大するためには、多額の経費負担を伴うことから、国からの特段の措置なしに拡大することは困難であると考えている。
- ・ なお、義務教育における少人数学級の推進は、国が責任をもって義務標準法の改正を行い、導入されるべきものと考えている。
- ・ 国に対しまして、全国都道府県教育長協議会などを通じて、引き続き、標準法の改正による 35 人学級の導入を要望していく。